

## 新たな総合計画の原案に関する意見と県の考え方

※御意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

| 意見概要   | 県の考え方   |
|--|---|
| 「千葉県災害復旧・復興に関する指針」を評価し提言を行うべきだと思うが、これについての言及がないのではないか。   | 第5章第1節「I-1-②-1 令和元年房総半島台風等からの復旧・復興」において、指針に掲げる各種取組のうち、停電対策や河川整備など中長期的に実施する取組を位置付けており、これらについては毎年度、政策評価等により、施策の実施状況を点検・分析していく予定です。  |
| 地震や強風の際の停電や事故の防止、景観の向上等の観点から、電柱の地中化を強く要望したい。   | 第5章第1節「I-1-②-1 令和元年房総半島台風等からの復旧・復興」や「I-2-①-1 災害に強い社会資本の整備」、「II-3-③-2 安全・安心で魅力あふれるまちづくり」において、防災や安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の観点から、無電柱化を推進することを記載しており、緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス道路などの無電柱化を推進してまいります。   |
| 第5章第1節「I-1-② 災害から県民を守る『防災県』の確立」については、「千葉県国土強靱化地域計画」に基づいた内容とすべきであり、特にI-1-②-1に記載のある「再生可能エネルギーを含めた発電方式の多様化」については「千葉県国土強靱化地域計画」にある「地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」との記載にしてほしい。 | 総合計画は「県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画」であり、各分野の様々な個別計画等は、総合計画を実行性のあるものとするため、より具体的な取組を示すものとなっております。<br>千葉県国土強靱化地域計画は、「国土強靱化に関して、本県の様々な分野の計画等の指針」となるものではありませんが、この計画も総合計画の方向性に沿って作成されるものです。<br>本年度は、千葉県国土強靱化地域計画についても改訂作業を進めておりますので、新たな総合計画との整合も図りながら検討しております。                                  |
| 一般部門をはじめ、特に、警察・消防・学校・公衆衛生部門などの行動力を要する部門において、危機管理に際し、危険・支障の発見・通報などの初期対応について自ら行動する教育、訓練の実施などを本計画に載せるべき。  | 第5章第1節「I-1-②-2 防災連携体制の充実強化」において、庁内各部局や県立学校、保健所・衛生研究所等の公衆衛生部門などについては、図上訓練や危機管理研修会等を実施することを記載しております。さらに、県、市町村、消防、警察等の防災関係機関と、平時から連携を緊密に図るとともに、様々な災害を想定した訓練の実施などを通じて、本県の総合的な防災対応力の強化を図ることを記載しております。<br>また、学校においては、「IV-2-②-1 人間形成の場としての活力ある学校づくり」で、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育や防災教育の充実について記載しており、これに基づき、実践的な訓練などを含め、学校の防災対策を進めてまいります。 |

| 意見概要   | 県の考え方   |
|--|---|
| <p>子供の通学路での事故防止への対応について、より地域性が必要となる事案であるため、県としての方針を示す必要があるのではないか。</p>  | <p>児童を交通事故から守るためには、ハード、ソフト両面から交通安全対策に取り組んでいくことが必要であると認識しております。</p> <p>第5章第1節「I-3-②-6 交通安全環境の整備」において、通学路などの道路整備や注意喚起の路面標示などの道路交通環境の整備・改善の推進を、「I-3-②-5 交通安全教育の充実」においては、年代に応じた交通安全教育の推進を記載しております。</p> <p>県では、地域の実情に応じた対策を講じられるよう、各自治体や関係機関・団体と協力しながら、道路環境の整備・改善を進めるとともに、引き続き、各学校において交通安全教室等を実施するほか、小学校の通学路緊急一斉点検で抽出された対策必要箇所への安全確保に向け、関係機関が連携して取り組むことで、通学路における事故防止に努めてまいります。</p> |
| <p>横断歩道の歩行者優先義務については、義務の周知だけでなく、罰則等を設けないと効果が出ないのではないか。</p>   | <p>横断歩道等における歩行者等の優先は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第38条において罰則が設けられております。</p> <p>計画案においても、第5章第1節I-3-②-7に「交通指導取締りの強化」を掲げ、交通安全の実現に向けて取り組んでいくこととしております。</p>  |
| <p>矢羽根型路面表示の上に路上駐車している車が多く、結局自転車は危険な場所を走らざるを得ない現状があるので、適切に運用されるよう体制を整えてほしい。</p>  | <p>第5章第1節「I-3-②-7 交通指導取締りの強化」において、道路交通上の迷惑性が高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを行うことを記載しており、矢羽根型路面表示のある道路上の違法駐車車両についても取締りを実施してまいります。</p>   |
| <p>千葉県公安委員会・千葉県警察本部・市区町村警察署・附属機関の男女比率を同数に近づけてほしい。</p> <p>千葉県警察本部本部長等の幹部の若返り・千葉県公安委員会の委員の若返りを進めてほしい。</p>  | <p>警察の組織力を質的に強化し、県民のニーズに適切に応えていくためには、女性の一層の活躍が不可欠であると認識しているため、女性警察官の職域拡大などの取組を進めてまいります。</p> <p>千葉県警察本部長及び千葉県公安委員会委員については、警察法第39条及び第50条の規定により任命されております。</p>  |
| <p>第5章第1節「II-1-①-9 MICEの誘致促進と幕張メッセの競争力強化」に関し、幕張メッセと新都心については、激化する東京・横浜との誘致競争に対抗するためハード・ソフト面で以下のような施策が必要である。</p> <p>(1) 動脈アクセスとして「首都圏（羽成）シーランドハイウェイ」を整備する。「幕張グランドターミナル（MGT）」を建設し成田空港のシティターミナルにするとともに、羽田空港とフェリーで直結させ、成田・羽田両空港からのアクセスを改善する。</p> <p>(2) 世界級ホテルの誘致。</p> <p>(3) 幕張メッセの運営については、見本市等の自主開催機能を強化して営業強化を図る。そのため県・市・KKとの役割分担の見直しなど、経営体制を刷新する。</p> | <p>幕張メッセの運営については、オリンピック・パラリンピック開催施設としての実績も踏まえながら、新型コロナやデジタル時代に対応した新しいMICEの開催に向け、(株)幕張メッセと連携し営業強化に努めていくとともに、幕張新都心については、千葉市との連携を深め、その魅力や個性を高めていくよう取り組んでまいります。</p> <p>その他の御提案については貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>  |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>障害者法定雇用率の向上に向けて施策を推進してほしい。</p>  | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-②-5 中小企業等の人材確保・育成支援」や「Ⅱ-1-③-1 雇用の促進と多様な就労の支援」において、障害者雇用の促進や就労・定着支援に取り組むことを記載しており、千葉労働局やハローワーク等の関係機関などと連携しながら、企業における法定雇用率達成に向けた支援を行ってまいります。</p>   |
| <p>障害のある人の就労の推進はもちろん重要だが、一緒に働く障害のない人への支援も盛り込んで欲しい。障害のある人、ない人同時に配慮があって全員が働きやすい環境が整うことが理想である。</p>  | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-②-5 中小企業等の人材確保・育成支援」において、障害のある人を雇用している企業等に対する雇用に係る相談や助言、定着支援等を行うことを記載しており、障害のある人に限らず、共に働く人々も含めた相談等の支援を行ってまいります。</p>  |
| <p>世代間の感覚や環境のズレが離職の大きな原因の1つと考えられるので、このズレを解消するため、管理職世代も指導を受ける機会が必要だと思う。</p>   | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-③-1 雇用の促進と多様な就労の支援」において、若年者等の就労・定着支援に関係機関等と連携して取り組んでいくことを記載しており、新入社員や若手社員、管理職向けの人材定着支援セミナーなどにも取り組んでまいります。</p>  |
| <p>内房ゾーンや南房総・外房ゾーンに関して、木更津高等専門学校が果たさなければならない役割は大きいのではないかと。県や各市町村と連携を取っていければ良いと思う。</p> <p>また、高等技術専門校が担う分野については、木更津高等専門学校も大いに役に立てるのではないかと。生徒は大企業に目が行きがちだが、地域の企業とうまくマッチングできるようにすると良いと思う。</p>  | <p>県では、中小企業と教育機関(大学・専修学校等)の就職情報交換会を実施することで、教育機関に対し、学生の県内企業への就職を促進しております。</p> <p>また、千葉県内での就職を希望する学生と千葉県の企業が交流できる場として合同企業説明会を実施しており、引き続き学生の県内企業への就職促進に努めてまいります。</p> <p>なお、木更津高等専門学校と県立高等技術専門校との連携については、産業界に輩出するための人材育成を行う機関同士でもあり、また、取り扱う分野において親和性のあるものもあることから、県としてもその可能性を模索してまいりたいと考えております。</p> |
| <p>第5章第1節「Ⅱ-1-④成田空港の更なる機能強化と空港を活用した県経済の活性化」に関し、</p> <p>「首都圏(羽成)シーランドハイウェイ」は、成田・羽田空港のネットワーク機能の増強による東アジアハブ空港競争力の強化策であり、羽田空港の国際化を容認する際、国へ要望(要求)しておくべきであった。</p> <p>また、首都直下型地震による羽田空港の孤立の際、救急海上ルートとなる。したがって、国策に協力しながらも本県のメリットを追求し続けるべき。</p> | <p>御提案については貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>   |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>第5章第1節「Ⅱ-1-④ 成田空港の更なる機能強化と空港を活用した県経済の活性化」に関し、物流と比べ効果の低い人流面での経済効果を高めるため「成田国際空港会議場」の整備を提案する。地の利を活かして国際企業等が主催する“エアポートミーティング”を核に新しいMICE市場を開拓すると共に、国際医療福祉大学を中心に今後発生する医学会議等のニーズに適切に応え経済活性化を高めるべき。</p> | <p>MICE誘致に関しては、国際会議観光都市である成田市や、成田空港周辺ホテルと連携し取り組んでいるところであり、今後も引き続き、誘致に努めてまいります。</p>   |
| <p>植生も地形も多様な千葉県は、海外含め自然愛好者を惹き付ける魅力がある。<br/>また、古墳なども組み合わせた観光も展開できると思う。</p>  | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-⑤-1 魅力ある観光地づくり」において、中長期的な観光需要拡大のため、早朝・夜間の観光イベントなど地域資源を生かした観光コンテンツの充実を図り、日帰り旅行から宿泊へのシフトや観光客のリピーター獲得につなげることを記載しており、古墳なども含めた様々な地域資源を活用してまいります。</p>  |
| <p>千葉県はマリンスポーツに最適だと思うが、施設や駐車場、臨海公園などのインフラ、アクセス道路、トイレなどが貧弱と感じる。</p>   | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-⑤-1 魅力ある観光地づくり」において、本県観光の魅力を高めるため、トイレや駐車場、観光案内板などの観光インフラの整備の推進や、「新しい生活様式」にも対応した観光施設の整備の促進について記載するとともに、「Ⅱ-3-①-2 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用」において、主要な観光地にアクセスする道路の整備をすることも記載しており、引き続き魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。</p> |
| <p>「チバニアン」は世界遺産、あるいはそれ以上の観光価値がある。関連施設とアクセスの整備を行い、チバニアンを基点にして房総半島全体を観光リゾート圏として開発・整備する方針を立て施策を講じる必要がある。県主体で基本計画・運営方針を定め、小説化、メディア・映像を駆使しての戦略的なプロモーションを展開するなど長期的視野で千葉県観光を推進すべき。</p>                    | <p>チバニアンについては、世界的にも価値が高く、観光資源としても注目を集めていると認識しており、第3章第3節「県づくりの方向性」内房ゾーンの項目において、魅力的な観光スポットとして、多彩な観光資源の魅力を積極的に発信するとともに、広域的な幹線道路ネットワークや房総半島の玄関口である海ほたるを活用し、県内外からの観光客の呼び込みにつなげていくことを記載しており、積極的にプロモーションを展開してまいります。</p>       |
| <p>「サンキュー ちばフリーパス」の期間に、鎌倉で千葉県産の商品をPRするなどの取組を行ってはどうか。</p>   | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-⑤ 観光立県の推進」の【取組の基本方向】において、本県の魅力について首都圏を中心に全国へ向けて、積極的にプロモーションすることを記載しており、いただいた御意見を参考にしながら、今後も、機会を捉えてPRしてまいります。</p>   |
| <p>もっと自然を体感し楽しめる場所が必要。のんびり夏の長期休暇を楽しめるような、「海の軽井沢」を目指してほしい。</p>  | <p>第5章第1節「Ⅱ-1-⑤ 観光立県の推進」の【取組の基本方向】において、リピーターの獲得や長期滞在につなげていくため、地域資源の活用等による付加価値の高い多様な観光コンテンツの造成への支援や、新たな旅のスタイルであるワーケーションの促進について記載しており、個人の多様な価値観やニーズを的確につかみ、引き続き魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。</p>                                |

| 意見概要  | 県の考え方   |
|---|---|
| <p>新しい財源として「宿泊税」の導入を検討すべき。</p>  | <p>宿泊税は、宿泊事業者への制度の周知及び制度への理解が不可欠であり、また、宿泊者に課税される税であることから、観光客に負担を強いることによる観光客の減少が懸念されるなど、課題があるものと認識しております。</p>  |
| <p>農林水産業の新たな担い手として外国人労働者の雇用も視野に入れて、環境の整備等の対策が必要だと思ふ。また、人材確保には費用がかかるので、県の介入が必要。</p>  | <p>第5章第1節「Ⅱ-2-①-1 農林漁業者の経営力の向上」において、外国人労働者の適正雇用を推進することを記載しており、外国人労働者を含めた多様な人材の確保に取り組んでまいります。</p>  |
| <p>J R 総武線快速線と埼京線の相互直通運転を実現してほしい。</p>   | <p>県では、毎年、市町村等とで構成する千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟を通じて、県内と都心とのアクセス向上を含めた J R 線の利便性向上や安全対策の徹底について、J R 東日本に対して要望活動を行っております。</p> <p>いただいた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き、鉄道事業者に対して、利便性向上などについて、働きかけてまいります。</p>                           |
| <p>新幹線のような高速鉄道を千葉県内に整備してほしい。</p>  | <p>県内における高速鉄道の実現は、目的地までの速達性の向上や沿線地域の活性化等といった効果をもたらすことが期待されますが、新たな線路設備の整備やその維持管理など、実現に向けて、様々な課題があるものと考えており、現時点では沿線の自治体と連携し、既存の鉄道の利便性の向上に取り組むこととしております。</p>   |
| <p>第5章第1節「Ⅱ-3-① 半島性を克服する交通ネットワークの強化」に関し、半島性を克服するための公共交通ネットワークの強化策として東京湾横断鉄道（アクアレイル）の整備を提案する。</p>                                    | <p>東京湾を横断する鉄道の実現は、地域活性化や人口増加等といった効果をもたらすことが期待されますが、新たな橋脚やトンネル等の整備に非常に多額の事業費が見込まれるなど、実現に向けては大きな課題があります。</p> <p>県としましては、沿線の自治体と連携し、既存の鉄道の利便性や安全性の向上に取り組んでまいります。</p>   |
| <p>湾岸部や新道計画だけではなく、国道14号の船橋区間、船取線や木下街道といった、慢性的に渋滞が発生している葛南地域の既存道路問題を早期に解消すべく、計画に追加してほしい。</p>   | <p>第5章第1節「Ⅱ-3-①-2 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用」に記載のとおり、葛南地域を含む都市部の渋滞対策の重要性は認識しており、「県道船橋我孫子線等の整備の推進」や「都市部における慢性的な渋滞対策の推進」を記載しております。</p>  |
| <p>人口減少と高齢化が進んでいることから、生活用水と産業構造の転換により、水利用が減少しているが、本計画に反映されていない。水利用計画と将来への展望、財政への影響の評価を正しく行い、県民生活の安全・安心や産業の安定性をもたらす、持続可能な計画とすべき。</p> | <p>第5章第1節「Ⅱ-3-② 社会資本の適正な維持管理」の【現状と課題】で、今後の人口減少等による料金収入の減少を課題としてとらえた上で、「Ⅱ-3-②-2 安全で良質な水の安定供給」において、水道事業体がアセットマネジメント（将来の人口減少等による水利用や財政収支の見通しを踏まえた、計画的な水道施設の更新）を実施することにより、県民生活や産業・経済活動を支える、水の安定供給を目指すことを記載しております。</p> |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>既存施設の長寿命化を進める記載があるが、単に長寿命化を進めるのではなく、更新と比較して、温暖化物質の排出量や安全性を考慮していく旨の記載にしてはどうか。</p>  | <p>第5章第1節「VI-2-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進」や「VI-2-①-2 省エネルギーの促進」において、県有施設への再生可能エネルギーの導入推進や、県の事業活動の省エネルギー化の推進について記載しており、県有建物等の長寿命化対策を進めるに当たっても、これらの視点を踏まえながら対応してまいります。</p>  |
| <p>第5章第1節「I-2-① 災害に強いまちづくりの推進」については、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度でうたわれている「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことも重要であり、財政面及び経済面において持続可能なコンパクトシティを形成し、自立・分散型エネルギーを導入した災害に強いまちづくりを推進してほしい。</p> | <p>第5章第1節「II-3-③-1 時代の変化に対応したまちづくりの推進」において、コンパクトで安全かつ持続可能なまちづくりの実現に向け、防災指針などを位置づける市町村の立地適正化計画の作成の支援を行うことを記載しており、市町村と連携して災害に強いまちづくりを進めてまいります。</p>   |
| <p>まちづくりについては、従来の半島性の克服のほかに、「環境負荷低減のまちづくり」を記載したほうが良いのではないかと。</p>   | <p>カーボンニュートラルについては、企業の経済活動や農林水産業、社会資本の整備、県民生活等に様々な影響を及ぼすものであり、県政の複数の分野で取組を進めていく必要があるため、第4章「施策横断的な視点」として位置付けております。</p> <p>また、第5章第1節「II-3-③-4 環境・景観に配慮した整備・保全」において、脱炭素に資する持続可能なまちづくりについて記載しており、良好な都市環境の形成を図るとともに、グリーンインフラの取組を進めるため、市町村と連携しながら、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全や都市公園の整備等による緑の創出、地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出に取り組んでまいります。</p> |
| <p>南房総の魅力ある漁港・漁村において、国内でも先進的な景観形成事業を推進し海辺・水辺の活性化を図るとともに「渚泊」の魅力の増進が必要だと思ふ。</p>  | <p>第5章第1節「II-3-③-4 環境・景観に配慮した整備・保全」において、良好な景観形成を推進することを記載しており、良好な景観形成に向けた啓発活動の実施や市町村支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、「VI-1-② 地域の特色を生かした農山漁村の活性化」において、本県の豊かな自然環境の魅力を発信し、都市と農山漁村の交流を促進することで農山漁村の活性化を図ることを記載しており、グリーン・ブルーツーリズムの推進や6次産業化への支援などに取り組んでまいります。</p>   |
| <p>千葉県内全部の病床を、重傷・重症最優先とし無駄に使われないようにしてほしい。</p>  | <p>限られた医療資源で対応していくため、第5章第1節「III-1-①-1 医療機関の役割分担と連携の促進」において、病床機能の分化や連携の推進などについて記載しており、医療機関の役割分担と連携を促進してまいります。</p>   |

| 意見概要  | 県の考え方   |
|---|---|
| <p>タバコ対策の具体化のためには、健康増進法の受動喫煙対策だけでは不十分な点が多いため、まずは公共の場の禁煙の徹底など県独自の条例を制定するのが望ましいのではないかと。</p> <p>また、喫煙者の禁煙を促す施策として、禁煙治療費の助成制度を創設してはどうか。</p> | <p>令和2年4月1日に全面施行された健康増進法の趣旨を踏まえた受動喫煙防止対策を引き続き着実に進めるとともに、たばこによる健康被害から県民を守るための手法について、独自に条例を制定している自治体の状況や効果を見極めつつ、幅広く検討してまいります。</p> <p>また、禁煙を促す取組としては、各種広報媒体でたばこの健康影響について周知啓発するほか、禁煙支援者研修会の開催を行っております。</p> <p>いただいた御意見は、今後施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> |
| <p>第5章第1節「Ⅲ-1-② 生涯を通じた健康づくりの推進」の【現状と課題】等において、喫煙に関する危険性が、健康な職場づくり、生活習慣病の発症予防・重症化防止対策、がん対策のすべてに関連があるように記載するのが適切ではないかと。</p>                | <p>喫煙については、第5章第1節「Ⅲ-1-② 生涯を通じた健康づくりの推進」において、生活習慣病の原因となる「生活習慣」の中を含めて記載しております。</p> <p>また、「Ⅲ-1-②-1 県民主体の健康づくりの推進」や「Ⅲ-1-②-2 生活習慣病の発症予防と重症化防止対策の推進」において、たばこ対策の推進を記載しており、禁煙を促す取組として、各種広報媒体でたばこの健康影響について周知啓発するほか、禁煙支援者研修会の開催等を実施してまいります。</p>               |
| <p>安全な街づくりと子育てしやすい街づくりの観点から、路上喫煙・ポイ捨ての禁止に市町村単位ではなく県全体での対策をお願いしたい。千葉県として指定された喫煙所以外での路上喫煙を全面的に禁止・厳罰化するなど検討してほしい。</p>                      | <p>健康増進法では、たばこを吸う時は、周りの人へたばこの煙を吸わせないよう配慮することが義務付けられており、県ではホームページやリーフレット等に掲載し、周知啓発しております。</p>  |
| <p>自分で自分の身体の健康を維持するための手技などについて、動画で配信したらどうか。</p>   | <p>県では、働き盛りの年代を中心に、県民一人ひとりが生涯を通じた健康・体力づくりを生活に取り入れていただけるよう、動画配信等ホームページを通じて紹介しているところであり、御意見も踏まえ、引き続きホームページを通じ、情報発信を進めてまいります。</p>  |
| <p>認知症予防は大事であるので、積極的に周囲の人間と関わりを持てるような取組に力を入れてほしい。</p>   | <p>第5章第1節「Ⅲ-2-①-1 生涯現役社会の実現に向けた環境整備と高齢者の健康づくりの促進」や「Ⅲ-2-①-7 認知症の方や家族の方などに対する総合的な支援の推進」において、介護予防や認知症予防の推進や、老人クラブの活性化、生涯大学校における健康づくり・生きがいづくりなどについて記載しており、高齢者が周囲の方と関わりを持つことにつながる取組も進めてまいります。</p>  |
| <p>業務改善のため、介護事業所における最低限のデジタル化の推進を要望する。</p>  | <p>第5章第1節「Ⅲ-2-①-5 福祉・介護人材確保・定着対策の推進」において、ICT導入支援事業による業務改善対策に係る取組への支援を行うことを記載しており、働き手の業務効率化などにも取り組んでまいります。</p>   |
| <p>医療福祉分野に関して、実現出来るとは思えない理想的で壮大な内容と感じる。</p>   | <p>計画案に盛り込んだ各施策等について、着実に推進してまいります。</p>  |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>若年層（高校生・専門学校生・大学生）への施策に欠けているように思える。千葉県での生活に魅力を感じ、就職、結婚後も留まる施策を講じる必要があるのではないか。</p>   | <p>第5章第1節「IV-1-①-1 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援」において、これからの社会を担う若い世代が、自らの希望がかなうライフデザインを考えるよう意識の醸成を図ることを記載しており、県内の大学等で「若者と一緒に考える地域活性化セミナー」を開催し、大学生等の地域に対する意識が高まるよう、県内市町村と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、「II-1-③-1 雇用の促進と多様な就労の支援」において、県内企業への就労・定着支援などについて記載しており、関係機関と連携し、相談から就職までの一貫した支援に取り組んでまいります。</p> |
| <p>男女の子育てに限定するのではなく、男男・女女の子育ても子育て施策の対象にして、平等に支援してほしい。</p>  | <p>子どもや子育て世帯への支援については、それぞれのニーズに応じて市町村と連携しながら支援してまいります。</p>   |
| <p>児童虐待防止に関わる施設・職員の充実と質の向上について、より地域性が必要となる事案であるため、県としての方針を示す必要があるのではないか。</p>   | <p>児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、第5章第1節「IV-1-③-3 児童虐待防止と社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」において、児童相談所・市町村等の体制・機能強化と併せて、関係機関との円滑な連携体制の構築を行うことを記載しております。</p> <p>児童虐待防止のため、地域における関係機関同士の連携を図り、また研修等を通じ、児童相談所や児童養護施設等の職員の質の向上に努めてまいります。</p>  |
| <p>虐待や不登校の支援について、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーに関する記述があるが、心理や福祉、精神医学に関する知識と技術が必要な支援職が、全国的に安く買い叩かれている現状がある。仕事に見合った待遇の常勤職を十分に増やすとともに、業務の中で研修や支援者のケアが十分に行われるようにし、組織そのものが経験を積み上げて行くことで、より質の高い支援が提供できるようになることを望む。</p> | <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの待遇については、資格要件や経験年数によって報酬を設定し研修や事例研究の機会を設ける等、人材確保及び資質向上に努めております。</p> <p>引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用して、質の高い支援ができるよう取り組んでまいります。</p>   |
| <p>主任児童委員について、もっと活用できるよう、県全体でPRすべき。</p>  | <p>地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、主任児童委員が果たす役割は重要であることから、引き続き関係機関への研修等を通じ、主任児童委員の周知に努めてまいります。</p> <p>また、計画案では、第5章第1節「IV-1-③-3 児童虐待防止と社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」において、児童虐待の未然防止等のためには、地域でのネットワークづくりが重要であることから、主任児童委員など関係機関との円滑な連携体制を構築することとしております。</p>   |

| 意見概要  | 県の考え方   |
|---|---|
| <p>子育て支援や、産みたい人が産める千葉県を実現してほしい。非課税世帯だけではなく、もう少し余力があれば第二子以降を考えられるという世帯に対する援助も千葉県独自で御検討してほしい。</p>   | <p>第5章第1節「IV-1 子育て施策の充実」において、妊娠・出産等の希望をかなえるための支援や、健康で安心な子育て環境づくり、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減、働きながら生み育てやすい環境づくりなどについて記載しており、妊娠・出産から子どもの自立までの総合的な支援や子育て世代の経済的な安定の確保に努めてまいります。</p>  |
| <p>保健所や児童相談所を全ての市区町村に市区町村が担当する形で設置をしてほしい。</p>   | <p>保健所については、地域保健法において保健所を設置する団体として、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令で定める市又は特別区が定められているところです。計画案では第5章第1節「I-1-①-1 健康危機対策」において、健康危機管理体制の充実を図ることを記載しており、健康危機管理の拠点として、保健所における体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>児童相談所については、児童福祉法において児童相談所を設置する団体として都道府県、政令市、中核市が定められているところです。県では増え続ける児童虐待事案に的確かつきめ細やかに対応していくため、2か所新設することとしております。また、虐待事案への対応に当たっては市町村との連携は重要であり、県内の市町村要保護児童対策地域協議会と十分に連携を図ってまいります。</p> |
| <p>教育に係る部分が学校中心になるのは分かるが、図書館や公民館・美術館、博物館といった施設も重要ではないか。</p>   | <p>第5章第1節「IV-2-①-1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立」において、子どもの読書への関心を高めることについて記載しており、図書館や公民館等を活用して読書に親しむ機会を提供してまいります。</p> <p>また、「V-2-①-4 生涯学習社会を目指した取組の推進」において、県民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるよう取り組むことを記載しており、公民館や図書館等の施設を活用した学習を進めてまいります。</p> <p>あわせて、「VI-3-① 文化芸術の振興」において、次代を担う子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実等を図ることを記載しており、美術館、博物館等の文化施設の多面的な活用等も進めてまいります。</p>                          |
| <p>第5章第1節「IV-2-①-2 豊かな心を育む教育の推進」に関して、性のあり方に対する差別や偏見を無くすため、教職員や生徒たちに対する研修を行ってほしい。</p> <p>また、「IV-2-②-3 多様なニーズに対応した教育の推進」に関して、LGBTの子どもたちの自尊心を奪ういじめや差別を無くすため、性のあり方を理由にしたいじめや困難について相談できるよう、相談窓口を設置してほしい。</p> | <p>県では、教職員を対象に、人権意識を深めるための研修を行うとともに、学校における人権教育を通して、児童生徒に対しても理解促進を図っているところです。</p> <p>また、いじめや差別など、支援を必要とする児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、学校における相談支援体制を充実するほか、千葉県子どもと親のサポートセンターにおいて、電話相談、Eメール相談等を実施したり、中高生を対象に、SNSを活用して相談を受け付けるなど、学校外の相談の場の充実にも取り組んでいるところです。</p>  |

| 意見概要  | 県の考え方  |
|---|--|
| <p>保育士だけでなく幼稚園教諭も、即時の待遇改善が必要である。</p>  | <p>第5章第1節「IV-2-①-6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実」において、幼稚園教諭の確保について記載しており、処遇改善についても取り組んでまいります。</p>  |
| <p>日本人としての自覚とアイデンティティの確立という表現は、日本国籍を持たない人達に対し、配慮に欠けていると思う。国際社会の一員としての日本や国際社会の多様性を認め合う中で表現を工夫してほしい。</p>  | <p>教育基本法では、教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定されております。</p> <p>第5章第1節「IV-2-①-7 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」に記載した「日本人としての自覚」については、文部科学省が定める学習指導要領において、道徳教育に係る内容の一つとして、国際理解・国際貢献に向けて「世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること」とされております。</p> <p>こうしたことから、計画案においても「日本人としての自覚とアイデンティティの確立」という表現を用いております。</p>      |
| <p>大勢の子どもたちが危険に晒されないよう、学校施策の防災対策には万全を期すよう、計画に盛り込んでほしい。また、建設当時の基準でなく、最近の建築基準と照らして不備はないかどうかの点検を行ってほしい。</p>  | <p>第5章第1節「IV-2-②-1 人間形成の場としての活力ある学校づくり」において、各学校等の施設整備、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育や防災教育の充実について記載しており、これに基づき、現在の建築基準に基づいた建物の点検や、実践的な訓練などを含め、学校の防災対策を進めてまいります。</p>  |
| <p>生徒や児童が休みとなる長期休暇の時でも教師の仕事はあるので、業務が激増する春休み期間中はスクールサポートスタッフも勤務できるようにすべき。</p>  | <p>スクールサポートスタッフについては、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、授業期間の教員業務をサポートするために配置しているところです。</p> <p>引き続き、教職員の働き方改革を進めるため、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、業務改善や外部人材の活用を進めてまいります。</p>   |
| <p>教育施策の充実について、多種多様なものが盛り込まれているが、現状の教育条件のままでは、理念だけの計画に終わってしまう恐れがある。小中学校においては、35人以下学級の前倒しでの実現、高校においては、人口減少地域や職業系専門学科、定時制では30人学級募集にするなど、教育条件を整備する必要がある。</p> | <p>小中学校においては、段階的に少人数学級を進め、小学校第1学年及び第2学年で35人学級編制を標準とするほか、小学校第3学年及び中学校第1学年で35人以下学級、その他の学年では38人以下学級を選択できるようにしているところです。</p> <p>高等学校においては、国が標準としている40人学級編制を維持しながら、学習指導において、多様な科目選択や習熟度別授業などのために少人数指導を推進しているところです。</p> <p>なお、第5章第1節「IV-2-② 子どもたちの自信を育む教育の土台づくり」において、教員の質の向上や、専科指導・少人数指導などによる学校の指導体制の充実、地域と連携した学校を支える支援体制について記載しており、これに基づき、質の高い教育を保障できるよう、取り組んでまいります。</p> |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>小中高の校則については、日本国憲法・日本国法令・都道府県・市区町村条例等に適合させてほしい。</p>  | <p>学校の校則（生徒指導規程）に規定する内容については、県が一律に決めるものではなく、各学校の教育目標及び特色、児童生徒の実情や地域の状況等を踏まえ、学校運営の責任者である校長が判断するものと認識しております。</p>   |
| <p>千葉県教育委員会などへの障害者の登用や千葉県教育委員の若返りを進めてほしい。</p>  | <p>県教育委員会では、教員採用選考において障害者を対象とした特別枠を設けているほか、一般行政や実習助手など、教員免許を要しない職員についても、障害者の積極的な採用に努めております。今後も、障害者のさらなる雇用に向け、職域の拡大、積極的な広報活動に努めるほか、職場にしっかり定着できるよう、きめ細かな支援を行ってまいります。</p> <p>県教育委員については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条に則り、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、保護者が含まれるように任命しているところです。</p>                |
| <p>知事部局から教育委員会への分権、特に予算関係で、ある程度は教育委員会の裁量に委ねる方策もあっていいのではないかと。</p>   | <p>予算の執行など、知事の権限の一部は「千葉県事務委任規則」により、既に教育委員会に委任されております。</p>  |
| <p>第5章歳1節「IV-2-④-1 困難を有する子ども・若者やその家族への支援」に関して、引きこもりや不登校には、性のあり方に対する差別や性別違和が原因であることもあるため、支援者がそのような相談に対応できるよう、また、子どもが安心して相談できるよう、取り組んでほしい。</p> | <p>千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」では、LGBT等の相談を含む、様々な悩みを抱える子ども・若者やその家族等の相談を受け付けており、必要な情報の提供や助言、適切な専門機関の紹介を行っております。</p> <p>また、支援を必要とする児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、学校における相談支援体制を充実するほか、千葉県子どもと親のサポートセンターにおいて、電話相談、Eメール相談等を実施したり、中高生を対象に、SNSを活用して相談を受け付けるなど、学校外の相談の場の充実にも取り組んでいるところです。</p> |
| <p>第2章「10 SDGsの推進」に関して、SDGsでは誰一人取り残さないことを誓っているので、あらゆる場面に置いてLGBTの存在を前提に考え、取り残さないようにお願いしたい。</p>  | <p>第5章第1節「V-1 共生社会の実現」において、年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会を実現していくこととしております。</p>  |
| <p>第5章第1節「V-1-①多様な個性が力を発揮できる社会の実現」に関して、LGBTもその人らしく生きるためには、市民や教職員、公務員、相談員、医療従事者などへの教育や、パートナーシップ・ファミリーシップの実現が必要だと思う。</p>                       | <p>第5章第1節「V-1 共生社会の実現」において、年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が必要であることを記載しており、講演会の開催や啓発冊子の作成、職員等に対する研修会の実施などを通じて、互いを尊重し多様性を認め合う考え方の理解促進を図ってまいります。</p>   |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>ボランティアありきの活動はやめるべきだと思う。対価を払わないと発展するものもしないのではないか。</p>  | <p>少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化や情報化の進展など、本県が取り組むべき課題は複雑化・多様化しております。そうした様々な課題を解決していくためには、行政だけでなく、県民や市民活動団体、企業など、ボランティアも含めた様々な主体が連携・協働して取り組んでいくことが重要であると考えており、第5章第1節において、「V-2-① 多様な主体の連携・協働による社会づくり」を位置付けております。</p>  |
| <p>広く観て学ぶ洞察的で省察的な力を県民一人一人がもつため、若年層に限らず、大人に向けたESDの生涯学習の取組も必要ではないか。</p>  | <p>第5章第1節「V-2-①-4 生涯学習社会を目指した取組の推進」において、多様な主体と連携して社会変化に対応した学習や学び直しの機会の充実を進めることを記載しており、SDGsの考え方についての学びも含めて、県民への多様な学習機会の提供を進めてまいります。</p> <p>また、「VI-2-②-7 環境学習等の推進」において、子どもから大人まで幅広い世代へ環境学習等の機会の充実を図ることを記載しており、ESDの視点も取り入れながら、これらの取組を推進してまいります。</p>   |
| <p>デジタルインフラ、クリーンエネルギー、豊かな自然、子育てのセットは、若い世代のテレワーカーには魅力的だと思う。包括的な移住・定住促進パッケージ策として進めていただきたい。</p> <p>また、千葉へ移住した有名人に移住アンバサダーになってもらってアピールするのも良いと思う。</p> | <p>計画案では第5章第1節「VI-1-①-4 地域の特性を生かした移住・定住の促進」を位置付けており、豊かな自然、子育て環境など、テレワークを含む様々なライフスタイルに対応できる本県の魅力を、ホームページ等で発信するなど、移住・定住の促進を図ってまいります。</p>   |
| <p>第2章の「7 (1) 地球温暖化対策の推進」については、2030年のあり方、2050年のカーボンニュートラルに向けた移行期の考え方を具体的に記述すべき。</p>  | <p>第5章第1節「VI-2-①地球温暖化対策の推進」の【現状と課題】において、カーボンニュートラルに向けた移行期の考え方として、今ある技術を最大限活用する必要があることを記載しました。</p>  |
| <p>再エネ（脱炭素）について、洋上風力発電についての記述はあるが、人工池の太陽光発電などもありうるのではないか。</p>  | <p>第5章第1節「VI-2-① 地球温暖化対策の推進」の【取組の基本方向】において、再生可能エネルギーを積極的に活用するとともに、地域振興の観点も踏まえ、地域の特徴を生かした取組を進めていくことを記載しており、本県の特徴を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。</p>   |
| <p>太陽光発電設備の設置に不安を感じる。県独自の規制を設けるなど、積極的に環境保全に取り組むべき。</p>   | <p>太陽光発電設備の設置については、国がガイドラインを策定し、事業者に対し、環境保全等に配慮するよう指導しているところです。また、県では、令和3年4月から、林地開発許可の審査基準に太陽光発電施設の設置に係る項目を追加するとともに、千葉県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の施設を環境影響評価の対象にしております。</p> <p>また、計画案においても、第5章第1節「VI-2-①-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」において、千葉県環境影響評価条例に基づく必要な指導等を行うことを記載しました。</p> <p>県独自の規制については、国や他県の動向を注視してまいります。</p> |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>「カーボンニュートラルに向けて全庁を挙げて取り組む」と記載があるが、まずは、県有施設の屋上にソーラーパネルを設置する等、冷暖房による二酸化炭素排出を極力ゼロに近づけるなど具体的な数値目標を掲げてはどうか。</p>  | <p>第5章第1節「VI-2-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進」において、県有施設への再生可能エネルギーの導入を推進することを記載するとともに、「VI-2-①-2 省エネルギーの促進」において、県の事業活動についても「千葉県庁エコオフィスプラン」により、全庁を挙げて省エネルギー化を進めることを記載しております。</p> <p>なお、エコオフィスプランでは、現在二酸化炭素排出量について、2013年度(基準年度)と比べ2030年度までに40%削減するとの目標を掲げているところですが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、更に排出量の削減が図られるよう取り組んでまいります。</p> |
| <p>温暖化対策として、「千葉県庁エコオフィスプラン」により、全庁を挙げて積極的に省エネルギー化を進める旨の記載があるが、カーボンニュートラルに向けては、再生可能エネルギーの導入と、省エネルギー化がセットで必要と考える。県有施設に可能な限り、再生可能エネルギーを導入していくという考えはないのか。</p> | <p>県庁の温暖化対策として、千葉県庁エコオフィスプランでは、「県有施設への再生可能エネルギー導入」や「省エネルギー化」などに取り組んでいるところです。</p> <p>そのため、計画案では、第5章第1節「VI-2-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進」において、県有施設への再生可能エネルギーの導入推進について記載しており、積極的に取り組んでまいります。</p>   |
| <p>建物のZEB、ZEH化の推進を明記するとともに、まずは、県内の中小工務店への支援を行い、建築士等の習熟を図っていく旨の記載が必要ではないか。</p>  | <p>千葉県地球温暖化対策実行計画においても、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)等の普及拡大に取り組んでいくこととしております。</p> <p>そのため、第5章第1節「VI-2-①-1 再生可能エネルギー等の活用促進」に、ZEH等の普及拡大に取り組むことを記載しました。</p>  |
| <p>カーボンニュートラルを目指すに当たっては、森林吸収に加え、藻場による二酸化炭素の吸収、いわゆる「ブルーカーボン」がとても大切であるので、第5章第1節「II-2 農林水産業の振興」に、記載すべきではないか。</p>  | <p>ブルーカーボンを含むカーボンニュートラルについては、企業の経済活動や農林水産業、社会資本の整備、県民生活等に様々な影響を及ぼすものであり、県政の複数の分野で取組を進めていく必要があるため、第4章「施策横断的な視点」として位置付けております。</p> <p>また、ブルーカーボンについては、温暖化対策としての効果に着目し、第5章においては「II-2 農林水産業の振興」ではなく「VI-2 地球温暖化対策の推進」に記載しております。</p>  |
| <p>脱炭素を目指すまちづくりとして、苔による緑化も考えられるのではないか。</p>   | <p>第5章第1節「VI-2-①-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」において、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の整備を行うことを記載しております。</p> <p>カーボンニュートラルに向けた取組の推進については、第4章「施策横断的な視点」として位置付けており、今後様々な施策・手法等を参考にしながら、総合的に取り組んでまいります。</p>  |

| 意見概要   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>県内には高温域での熱を利用する企業が多く存在しており、熱エネルギーの供給サイドだけでなく、需要サイドの低炭素化・脱炭素化が必要であるため、天然ガスへの燃料転換や水素の直接利用による熱エネルギーの脱炭素化等の支援をお願いしたい。</p> <p>また、中小企業向けのカーボンニュートラル支援施策も重要であることから、中小企業の燃料転換に向けた支援をお願いしたい。</p> | <p>企業によるカーボンニュートラルに向けた取組は、本県にとって非常に重要なものであると認識しております。</p> <p>カーボンニュートラルについては、企業の経済活動や農林水産業、社会資本の整備、県民生活等に様々な影響を及ぼすものであり、第5章に掲げる県政の複数の分野で取組を進めていく必要があるため、第4章「施策横断的な視点」として位置付けており、今後国の動向なども踏まえながら、取り組んでまいります。</p>  |
| <p>千葉県の特徴のひとつが豊かな自然環境であるならば、その調査研究や教育普及について、行政だけでなく学校や博物館、その相当施設、民間企業などを巻き込みながら共同で取り組んでいくべき。</p>   | <p>第5章第1節「VI-2-③ 豊かな自然環境と大気・水環境の保全」の【現状と課題】において、本県の豊かな自然環境の保全に向けて、県民、行政、企業など様々な主体が連携して取り組んでいく必要があることを記載しております。</p> <p>「VI-2-③-5 多様な環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供」において、多様な環境問題に対して適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を進めることを記載しており、大学や博物館、国立環境研究所等と連携を図ってまいります。</p> <p>「VI-2-②-7 環境学習等の推進」において、多様な主体と連携・協働して環境学習等に取り組むことを記載しており、環境保全活動に取り組む学校の支援や、市民・企業・大学等と協働した環境イベントなどを行ってまいります。</p> |
| <p>博物館と美術館が文化芸術の振興等の部分にしか記載がないが、博物館や科学館による調査・研究は千葉の自然の魅力のブランド化や自然環境の保全・野生生物の保護等にも大きく貢献しているので、自然に関わる部分にも博物館や科学館を記述すべきだと思う。</p>  | <p>美術館・博物館の調査研究機能については、第5章第1節「VI-1-①-3 多様な『ちば文化』のブランド化」においても、美術館・博物館等の調査研究機能と情報発信機能の充実等を図ることを記載しており、自然の魅力も含め、ブランドを高める調査研究等を進めてまいります。</p> <p>また、自然環境の保全や野生生物の保護等においても、博物館・科学館等の調査研究機能が大きく関与していることから、実際の実践に当たっては、連携しながら取り組んでまいります。</p>   |
| <p>芸術文化の創作を志す若者を育てるため、芸術文化の創作活動に伴う生活の場、創作環境の整備等を支援する制度が必要ではないか。</p>  | <p>第5章第1節「VI-3-①-4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり」において、若者自身による文化芸術活動の促進のため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供することを記載しており、いただいた御意見については、取組の検討などに当たって、参考とさせていただきます。</p>   |

| 意見概要   | 県の考え方   |
|--|---|
| <p>情報公開の進捗は、県政の一丁目一番地であるから、現状を評価し、改善する施策を講じるべき。</p>  | <p>県政運営に当たっては、県民の理解と信頼を深めながら各施策を推進していくことが重要です。そのため千葉県情報公開条例において情報公開の推進を掲げ、県の広報紙、ホームページに加え、SNSなどの媒体も積極的に活用しながら、県民生活にかかわる情報や県政運営に係る情報を適時・適切に提供しております。</p> <p>こうした考え方の下に、各部局の様々な取組を通じて情報公開の推進を図り、県民に信頼される県政運営が図れるよう引き続き努めてまいります。</p>   |
| <p>千葉県国土強靱化地域計画との関連性を明確にしてほしい。</p>   | <p>総合計画は「県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画」であり、各分野の様々な個別計画等は、総合計画を実行性のあるものとするため、より具体的な取組を示すものとなっております。</p> <p>千葉県国土強靱化地域計画は、「国土強靱化に関して、本県の様々な分野の計画等の指針」となるものではありませんが、この計画も総合計画の方向性に沿って作成されるものです。</p>  |
| <p>新たな総合計画は、「千葉県国土強靱化地域計画」との整合を図りながら策定をお願いしたい。特に第2章の「1 (2) 大規模災害等に備えた危機管理対策の推進」については、「千葉県国土強靱化地域計画 P31」に書かれている通り「防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。」という内容に従った推進をお願いしたい。</p> | <p>総合計画は「県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画」であり、各分野の様々な個別計画等は、総合計画を実行性のあるものとするため、より具体的な取組を示すものとなっております。</p> <p>千葉県国土強靱化地域計画は、「国土強靱化に関して、本県の様々な分野の計画等の指針」となるものではありませんが、この計画も総合計画の方向性に沿って作成されるものです。</p> <p>本年度は、千葉県国土強靱化地域計画についても改訂作業を進めておりますので、新たな総合計画との整合も図りながら検討しております。</p>   |
| <p>第2章「9 デジタル社会の推進」、「10 SDGsの推進」が具体性に欠けて弱いと感じた。</p> <p>意識が高い若い世代のテレワーカーに移住してもらうのであれば、デジタルインフラとSDGsの推進は必須だと思う。</p> <p>デジタルインフラは南房総まで5G通信網を早く設置する必要がある。</p>                        | <p>本県においては、ブロードバンドの整備が進んでおり、光ファイバの整備率（総務省調査・R2.3月末時点）は100%となっております。また、5Gについては、国において整備を加速化する方針を示しているところであり、これらの通信技術が進展し、社会のデジタル化が進むことを踏まえ、計画案では、第4章「施策横断的な視点」として、「くらしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用」を掲げ、施策の展開を図っていくこととしております。</p> <p>また、SDGsの考え方については、県政の様々な分野において県が目指すべき方向性と同じであることから、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進することで、SDGsが目指す社会の実現につなげることができるものと考えております。</p> <p>SDGsの理解促進に向けた具体的な取組として、第5章第1節「V-2-①-1 SDGsの考え方の理解促進」において、SDGsの考え方を県民や企業、団体等へ広く普及啓発することなどを記載しております。</p> |

| 意見概要  | 県の考え方   |
|---|---|
| <p>原案の第4章第2節でSDGsの推進の記述が半ページ未満であるとともに、具体的な取組の記載も少ないのではないかと。</p>   | <p>県では、SDGsの考え方は、県政の様々な分野において県が目指すべき方向性と同じであり、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進することで、SDGsが目指す社会の実現につなげることができるものと考えております。SDGsの理解促進に向けた具体的な取組として、第5章第1節「V-2-①-1 SDGsの考え方の理解促進」において、SDGsの考え方を県民や企業、団体等へ広く普及啓発することなどを記載しております。</p> <p>また、SDGsの17のゴールと計画案に位置付けた各取組との対応関係について整理し、参考資料「総合計画とSDGsの関係」のとおりお示したところであり、今後作成する総合計画の冊子の中で分かりやすく盛り込んでまいります。</p> |
| <p>第2章「10 SDGsの推進」に関して、県内にはエネルギー多消費産業が数多くあり、企業との連携・協働が重要であることから、本文中に、「エネルギーを多く使用している企業をはじめとし産官学で連携・協働して取り組むことが重要」との記述をしてほしい。</p>                | <p>SDGsのうちエネルギーに関しては、第5章第1節「II-1-①-1 京葉臨海コンビナートの競争力強化」において、カーボンニュートラルの実現に向けた取組に対する企業間連携の促進などを記載しているほか、「VI-2-① 地球温暖化対策の推進」の【現状と課題】で、県と事業者との連携の必要性について記載しております。</p> <p>また、幅広い分野にまたがる課題に県が的確に対応していくためには、民間企業や大学などが持つ知識や技術を活用することが有効と考えており、第4章において、民間活力の積極的な利用をはじめ、千葉の総力を結集した県づくりを進めることを記載しております。</p>                                   |
| <p>SDGsを中心とする持続可能性に関係した広域かつ長期的な課題について、関係機関への協力と協働を仰ぎ、未来のビジョン・目標とそのため代表的手段の指針を熟慮してほしい。</p>   | <p>県では、SDGsの考え方は、県政の様々な分野において県が目指すべき方向性と同じであると考えております。</p> <p>このため、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進することで、SDGsが目指す社会の実現につなげることができるものと考えております。</p>   |
| <p>広く正確に理解されているとは必ずしも言えない用語については、簡明な注釈で説明した方が、総合計画への県民における理解や親しみが深まり、評価が高まると思う。</p>   | <p>御指摘のとおり、専門用語などについては、説明を補足することが総合計画への親しみやすさにつながることから、用語解説を作成しました。</p>   |
| <p>知事記者会見に要約筆記を導入してほしい。</p>   | <p>知事記者会見については、県ホームページに会見動画（手話通訳有）と会見録を掲載しております。知事記者会見の内容について、県民に分かりやすく発信するよう、引き続き努めてまいります。</p>   |
| <p>手話通訳者全国统一試験・手話通訳技能認定試験、全国统一要約筆記者認定試験合格者を県庁や出先機関等に増やした方が良い。<br/>保健所に手話通訳・要約筆記・言語通訳を置いてほしい。<br/>県庁や出先機関等の男女比率・ジェンダー解消、LGBTの方の積極的登用を行ってほしい。</p> | <p>職員の採用等に関しては、御意見を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>  |
| <p>記載された施策は、千葉県に住んで良かったと思ってもらえるための良い方法だと思う。より一層こうした施策を実現し、安心して暮らせるよう取り組んでほしい。</p>   | <p>県では、この総合計画の下、喫緊の課題に対応し、県民の命と暮らしを守るとともに、海と緑に囲まれた自然環境や優れた都市機能を生かし、豊かな県民生活を実現していきたいと考えております。</p>  |